

## 船橋市農業振興地域整備促進協議会運営要領

(設置)

第1条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地の適正な管理運営を図るため、船橋市農業振興地域整備促進協議会(以下「協議会」という)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域整備計画の設定及び計画変更について意見を聴することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の機関及び団体の代表者等で組織する。

- (1) 船橋市農業委員会
- (2) 船橋市農業委員会事務局
- (3) 農業振興地域内の選挙選出農業委員
- (4) 農業振興地域内の農家組合
- (5) 市川市農業協同組合
- (6) 船橋市経済部

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は経済部長とし、副会長は農水産課長とする。

(協議会の召集及び議長)

第5条 協議会の召集は、会長が召集し、議長は会長が指名した者とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、船橋市経済部農水産課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則 この要領は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成16年7月1日から施行する。